(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金　額
創作的活動等	創作的活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実　費
食　事　代	食事提供体制加算がありの場合	360 円
	食事提供体制加算がない場合 急なキャンセルの場合	660 円
そ　の　他	日用品等その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実　費

<サービスの概要>
全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」を利用者に交付いたします。

7　利用料金
（1）介護給付費対象サービス内容の料金
　介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（利用者負担額といいます）
【生活介護：利用者負担額料金表】

基　本　部　分 （定員11人以上20人以下）	区分	金額／日
３時間未満	区分６	517円
	区分５	386円
	区分４	268円
	区分３	239円
	区分２以下	218円
３時間以上４時間未満	区分６	646円
	区分５	483円
	区分４	335円
	区分３	300円
	区分２以下	273円
４時間以上５時間未満	区分６	774円
	区分５	578円
	区分４	401円
	区分３	358円
	区分２以下	327円

５時間以上６時間未満	区分６	904円
	区分５	676円
	区分４	469円
	区分３	419円
	区分２以下	381円
６時間以上７時間未満	区分６	1,258円
	区分５	941円
	区分４	652円
	区分３	583円
	区分２以下	532円
７時間以上８時間未満	区分６	1,291円
	区分５	966円
	区分４	669円
	区分３	598円
	区分２以下	545円
８時間以上９時間未満	区分６	1,353円
	区分５	1,027円
	区分４	730円
	区分３	660円
	区分２以下	607円

人員配置体制加算(Ⅰ)　(1.5:1) 定員20人以下　(321円/日)	区分5,6に該当する者または準ずる者の割合が利用者の60%以上あり、かつ、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上(前年度実績による)
人員配置体制加算（Ⅱ）　(1.7:1) 定員20人以下　(265円/日)	区分5,6に該当する者または準ずる者の割合が利用者の60%以上あり、かつ、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上(前年度実績による)
人員配置体制加算（Ⅲ）　(2.0:1) 定員20人以下　(181円/日)	区分5,6に該当する者または準ずる者の割合が利用者の50%以上あり、かつ、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.0で除して得た数以上(前年度実績による)
人員配置体制加算(Ⅳ)　(2.5:1) 定員20人以下　(51円/日)	常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上（前年度実績による）
常勤看護職員等配置加算 (28 円/日)	常勤換算方法により、看護職員を２人以上配置し、医療的ケアを必要とする利用者を受入れた場合
食事提供体制加算　(30円/日)	食事提供を行った場合に、1日につき加算
送迎加算	居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に加算 ①１回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ ②週３回以上の送迎を実施している

（21円/片道） ※一定の要件で＋28円/日	※利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50／100以上が利用している場合
欠席時対応加算 （94円/回、月4回上限）	急病等により利用を中止した場合に、家族等との連絡調整その他の相談援助を行った場合に月４回を限度とし加算
初期加算　（30円/日）	利用開始時から30日間のうち、利用した日数に加算
利用者負担上限管理加算（150円/月）	利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算
福祉・介護職員等処遇改善加算 1ヶ月のサービス利用料金の合計額（加算・減算を含む）×加算率	障がい現場に関連する職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） （15円/日）	常勤の指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士である者の割合 35%以上
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） （10円/日）	常勤の指導員等のうち、社会福祉士又は介護福祉士である者の割合 25%以上
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） （6円/日）	生活支援員のうち常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員の割合 30%
重度障害者支援加算　（Ⅰ） （50円/日）	各算定要件に基づいた届出や該当研修受講、人員配置加配、個別支援等を行った場合
重度障害者支援加算　（Ⅱ） （360円/日）	加算算定した日から起算して 180 日以内＋500 円 〇中核的人材の配置を行った場合＋200 円 〇中核的な人材が支援を行った場合＋150 円
重度障害者支援加算　（Ⅲ） （180円/日）	加算算定した日から起算して 180 日以内＋400 円 〇中核的人材の配置を行った場合＋200 円 〇中核的な人材が支援を行った場合＋150 円
入浴支援加算 （80円/日）	医療的ケアが必要な者等への入浴支援へを評価した場合
喀痰吸引等実施加算 (30円/日)	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要な者に対して実施事業所として登録を行い且つ、必要な面集を修了した者が実施した場合
栄養スクリーニング加算 (5円/日)	利用開始及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当相談支援専門員に提供した場合